

「ちょうどいい旅、ふくしまステイ。」観光推進事業業務委託仕様書

1 業務名

「ちょうどいい旅、ふくしまステイ。」観光推進事業業務委託

2 委託期間

契約日～令和7年12月26日（金）

3 委託場所

福島市の指定する場所

4 目的

福島市の首都圏から新幹線で90分というアクセスの良さ、日帰りでも宿泊でも楽しむことができる環境、一人でも友人とでも家族とでも楽しめる観光素材の魅力を、「ちょうどいい旅、ふくしまステイ。」として「遊んでもいい」「食べてもいい」「癒されてもいい」をキャッチフレーズにプロモーションし、本市への誘客及び周遊促進を図る。

5 本事業のターゲット層

首都圏在住者並びに首都圏に滞在する訪日旅行者

6 本事業のKPI

- (1) 広告配信による観光情報サイト「福島市観光ノート」閲覧数 15,000PV
※ 下記7(1)②に記載のWEBプロモーションの広告配信により達成すること。
- (2) ブラッシュアップを行う体験コンテンツ数 4件

7 委託業務内容

(1) 誘客プロモーション事業

① パンフレット制作

ア 「ちょうどいい旅、ふくしまステイ。」パンフレットの刷新

・部数 25,000部

・規格 A5判、両面フルカラー、中綴じ製本、16ページ以上。
その他の規格については自由に提案できるものとする。

・デザイン 「ふくしまステイ。」のロゴ、「遊んでもいい。」「食べても

いい。」「癒されてもいい。」のキャッチコピーとカラーは既存のパンフレットと同様のデザインを用いること（既存のパンフレットは「仕様書別紙1」のとおり）。

- ・内 容 掲載コンテンツの見直しを行い、効果的に観光資源の魅力が伝わる内容とすること。

イ 「ちょうどいい旅、ふくしまステイ。」英語版パンフレットの増刷

- ・部 数 5,000部
- ・規 格 A5判、両面フルカラー、中綴じ製本、16ページ以上。その他の規格については自由に提案できるものとする。
- ・デザイン 既存の掲載記事修正や若干のコンテンツ入れ替えを行うこと（既存のパンフレットは「仕様書別紙2」のとおり）。

ウ パンフレット袋増刷

- ・部 数 25,000部
- ・規 格 A4サイズ対応手提げ袋、小判抜き、乳白色。その他の規格については自由に提案できるものとする。
- ・デザイン デザインの修正は行わない（既存のパンフレット袋は「仕様書別紙3」のとおり）。

② WEBプロモーション

ア 広告配信

- ・媒体はSNSやYouTube、Google等から効果的なものを提案すること。
- ・動画を活用した広告配信を行う際は、以下の動画または新たに作成した動画素材を使用すること。

■ 『ちょうどいい旅、ふくしまステイ。』 - 夏旅 - (ショート ver.)

<https://www.youtube.com/watch?v=CiSgsZA8ps>

■ 『ちょうどいい旅、ふくしまステイ。』 - 遊んでもいい。 -

<https://www.youtube.com/watch?v=zRSpd210SgA>

■ 『ちょうどいい旅、ふくしまステイ。』 - 食べてもいい。 -

<https://www.youtube.com/watch?v=nS14Ja5gd6E>

■ 『ちょうどいい旅、ふくしまステイ。』 - 癒されてもいい。 -

<https://www.youtube.com/watch?v=KFK4WxLI6rg>

- ・ターゲットは首都圏在住者とするが、広告媒体に適した詳細なターゲットを選定すること。

（例）首都圏在住のファミリー層、首都圏在住の女性等

- ・広告素材は適宜制作をすること。

- ・広告配信回数は計2回とし、誘客につながる効果的な期間をそれぞれ設定すること。
- ・うち1回は、「金曜ロードショーとジブリ展」を活用した内容とすること。
- ・広告のリンク先は「福島市観光ノート」内「TOPページ」または「モデルコース作成ページ」とすること。

■福島市観光ノートTOPページ

<https://www.f-kankou.jp>

■福島市観光ノートモデルコース作成ページ

<https://www.f-kankou.jp/modelcourse/original>

イ インスタグラムフォローキャンペーン

- ・観光交流推進室公式Instagramアカウントをフォローし、指定された投稿に「いいね」を行うことで、参加者に抽選で賞品が当たるフォローキャンペーンを行うこと。
- ・キャンペーンに使用する投稿画像やキャンペーンを作成すること。
- ・キャンペーン周知の広告を配信すること。
- ・キャンペーン参加者の集計、当選者の抽選、賞品の手配と発送を行うこと。

③旅行商品造成・販売

ア 旅行商品造成

- ・市内宿泊施設を支援し、個人向けの旅行商品を造成すること。
- ・「ふくしまステイ。」を商品名に入れる、ロゴを活用する等により、認知促進を図ること。
- ・旅行商品には食・温泉・体験等の福島市らしい楽しみ方ができる内容を含むこと。

イ 旅行商品販売

- ・上記ア で造成した旅行商品を、OTA等を通して販売すること。
- ・旅行商品の予約・販売状況については毎月1回報告すること。

(2) コンテンツ販路拡大事業

① 体験コンテンツの販路拡大

ア 体験コンテンツの磨き上げ

- ・既に体験コンテンツを販売している、もしくは体験コンテンツを造成中である事業者のフォローアップを行いながら、体験コンテンツの磨き上げを行うこと。

- ・磨き上げを行う体験コンテンツは発注者と協議の上決定する。
- ・磨き上げを行う体験コンテンツは4件以上とすること。
- ・磨き上げを行った体験コンテンツのタリフを作成すること。
- イ 体験コンテンツの販路拡大
 - ・上記ア で磨き上げを行った体験コンテンツを、OTA等を通してWEB上で販売すること。
- ウ 体験コンテンツプロモーション
 - ・上記ア で作成した体験コンテンツおよび既存の体験コンテンツをプロモーションすること。
 - ・媒体は効果的なものを提案すること。

② キラーコンテンツプロモーション強化

- ア キラーコンテンツポスター制作
 - ・部 数 200部×3種 計600部
 - ・規 格 B2サイズ。片面フルカラー、コート紙四六判135kg以上。
 - ・デザイン 既存のポスターと同様のデザインとすること。使用する写真は発注者より提供する。(既存のポスターは別紙4のとおり。)
- イ キラーコンテンツショート動画制作
 - ・福島市を象徴するコンテンツ毎にショート動画を6本以上作成すること。
 - ・動画素材は受注者が撮影し用意すること。
 - ・動画は1本につき15秒～1分程度とすること。
- ウ 大ゴッホ展プロモーションツール制作
 - ・2月開催の大ゴッホ展を契機に、本市への誘客および周遊促進を図るためプロモーションツールを制作すること。
 - ・紙媒体を基本とし、QRコードを掲載して「福島市観光ノート」へ誘導すること。
 - ・芸術文化に興味・関心のある人をターゲットにしたデザインとすること。
 - ・市内宿泊施設や周遊スポットに関する情報を掲載すること。

(3) 独自提案

本市で開催される全国的な大規模イベントを活用した取り組みを一つ以上提案すること。

8 成果物の提出

成果物は次のとおりとする。

(1) 実績報告書

業務終了後10日以内に本業務の実施内容を記載した実績報告書をA4サイズで作成し、紙媒体及びデータで提出すること。実績報告書には、事業に係るデータを含めること。

(2) その他、発注者が必要と認める資料

9 本委託の実施上の留意事項等

(1) 実施体制・業務主任等

- ① 受注者は、本委託業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えること。
- ② 受注者は、本委託業務全体に関して主として指揮・監督を行う業務主任者を定め、発注者との協議や打ち合わせ等に出席させること。
- ③ 受注者は、各事業実施における主たる責任者を定め、発注者との緊密な連絡と十分な打ち合わせを行うこと。

(2) 委託料に含まれる経費

委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。ただし、本事業の実施における福島市職員の旅費及び市が行う広報経費等は除く。

(3) 仕様の変更等

受注者が、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議し、承認を得ること。

(4) 業務内容の数量未達の場合の対応

委託業務の内容のうち、仕様上の回数等の数量に満たないことが明らかになった場合には、協議の上、同等の内容・活動に変更する、又は委託料の減額を行うものとする。

(5) その他

- ① 本業務の実施に当たり、法令等の許可、届出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。
- ② 本業務を実施するために必要な打合せを随時実施すること。
- ③ 本業務の実施に当たっての作業方法及び進行状況について、発注者に適宜連絡すること。

10 著作権に関する事項

- ① 本業務により得られる全ての成果物・著作物に対する著作権（著作権法第21条から28条に定める全ての権利を含む）は、発注者に属する。

- ② 受注者は本成果物の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- ③ 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受注者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、発注者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

1 1 守秘義務に関する事項

業務上知り得た一切の事項については、他に漏らさないこと。発注者が提供した資料及び情報を第三者に提供し、目的外に使用しないこと。

特に、個人情報に関しては、収集を行う際は、当該業務の目的を達成するための必要な範囲内で適法かつ適正な方法により行い、業務により知り得た個人情報については、漏えい、滅失または毀損の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。

1 2 その他

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて協議して定めるものとする

1 3 所管課

福島市商工観光部観光交流推進室（担当：安田、半沢）

電話：024-572-5718

E-mail：kankou@mail.city.fukushima.fukushima.jp